

# 学校教育法の一部を改正する法律の概要

【「専門職大学」「専門職短期大学」の制度化について】

H29.5.31公布(平成29年法律第41号)

## 趣旨・背景

- 「第四次産業革命」の進展と国際競争の激化に伴い、産業構造が急速に転換する中、優れた専門技能等をもって、新たな価値を創造することができる専門職業人材の養成が急務。

### 今後の成長分野を見据え、新たに養成すべき専門職業人材

高度な  
実践力

理論にも裏付けられた高度な実践力を強みとして、専門業務を牽引できる人材

豊富な  
創造力

変化に対応しつつ、新たなモノやサービスを創り出すことができる人材

- 《例》
- 【観光分野】:適確な接客サービスに加えて、サービスの向上や旅行プランの開発を企画し、実行できる人材
  - 【農業分野】:質の高い農産物の生産に加えて、直売、加工品開発等も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導できる人材
  - 【情報分野】:プログラマーやデザイナーとしての実践力に加えて、他の職業分野と連携し、新たな企画構想を商品化できる人材など

→ 高等専門職業教育の新たな枠組みにより、社会の変化に対応しつつ、人材養成の強化を図る。

## 概要

大学制度の中に位置付けられ、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」及び「専門職短期大学」の制度を設ける。

《法制度の概要》 → 設置基準(省令)等により具体的な制度を設計 [\*印]

### 1 目的等

#### ①機関の目的

- ・ 深く専門の学芸を教授研究し、専門職を担うための実践的かつ応用的な能力を育成・展開することを目的とする。

- \*実習等の強化(卒業単位の概ね1/3以上。長期の企業内実習等)
- \*実務家教員の積極的任用(必要専任教員数の概ね4割以上)

#### ②学位の授与

- ・ 課程修了者には、文部科学大臣が定める学位を授与する。

- \*「学士(専門職)」又は「短期大学士(専門職)」を授与

### 2 社会のニーズへの即応

#### ①産業界等との連携

- ・ 専門職大学等は、文部科学大臣の定めるところにより、専門性が求められる職業に関連する事業を行う者等の協力を得て、教育課程を編成・実施し、及び教員の資質向上を図る。

- \*産業界等と連携した教育課程の開発・編成・実施のための体制整備

#### ②認証評価における分野別評価等

- ・ 専門職大学等の認証評価においては、専門分野の特性に応じた評価を受ける。

- \*産業界等と連携した認証評価の体制整備

### 3 社会人が学びやすい仕組み

#### ①前期・後期の課程区分

- ・ 専門職大学(4年制)の課程は、前期(2年又は3年)及び後期(2年又は1年)に区分できる。

#### ②修業年限の通算

- ・ 実務の経験を有する者が入学する場合には、文部科学大臣の定めにより、当該実務経験を通じた能力の修得を勘案して、一定期間を修業年限に通算できる。

## 施行期日

平成31年4月1日